

# 海外臓器移植、保険給付へ 厚労省、月内にも通知

## 1千万円程度、年10人 2017年12月12日(火)配信共同通信社

加藤勝信厚生労働相は12日の記者会見で、海外渡航して臓器移植を受ける患者に対し、公的医療保険から一部の費用を給付する方針を決めたことを明らかにした。厚労省が今月中にも健康保険組合などに通知し、実施に移す。海外での治療費を加入先の医療保険から払い戻す「海外療養費制度」を活用する。

対象は、日本臓器移植ネットワークに登録し、待機の状況から生命の維持が危ぶまれるなど一定の基準を満たす患者。保険給付されるのは、国内で移植手術をした場合に保険適用される手術費や入院・外来治療費に相当する1千万円程度になる見込みで、渡航費や滞在費は含まれない。該当する患者は子どもを中心に年間10人以内とみられる。

臓器移植法が禁止する臓器売買につながらないように、海外で公的な待機者リストに掲載されることなどが条件になる。

臓器移植については「手術に必要な臓器は自国内で確保すべきだ」という世界的な流れがあり、保険給付が渡航移植の促進にもつながりかねないという懸念もあるが、加藤厚労相は「臓器移植を国内の体制の下で実施するのは基本で、何ら変わるものではない。普及啓発や医療機関の体制整備に努める」と述べた。

国内での臓器移植は、医療機関の体制整備の遅れなどから、待機患者の数に比べて提供者数が少ないのが現状。多額の費用がかかる渡航移植を選択しなければならない患者や家族の負担を少しでも軽減する狙いがある。

### ※海外療養費制度

旅行や仕事で海外を訪れた際、けがや病気のため現地の医療機関で治療を受け全額自己負担した医療費の一部について、加入する公的医療保険から払い戻しが受けられる制度。支給対象は日本国内で保険が使える治療行為に限定され、美容整形や治療目的で渡航した場合は原則利用できない。国内で同じ治療を受けた場合の費用と実際の治療費を比べ、少ない方から自己負担分の1～3割を差し引いた額が払い戻される。

### 会見要旨（厚生労働省ホームページより）-----

（記者） 臓器移植についてお伺いします。海外渡航の臓器移植についてですが、国内で受けた場合と同様の範囲の費用について、健康保険から海外療養費として支給するというを厚生労働省で検討しているものと承知しております。それについては患者から歓迎する声がある一方で、臓器移植は自国内でまかなうという国際的な潮流とそぐわないのではないかとこの意見もありますが、それについて大臣の御所見をお伺いしたいのと、今後保険者への通知などをどのようなスケジュール感で手続きを進めて、どのくらいの時期に実施に移したいとお考えでしょうか。この件につきましては、当事者は切実な問題だと思いますので、その点お伺いできればと思います。

（大臣） 臓器移植については、国内の体制の下で実施するということが基本でありまして、これが何ら変わるものではありませんし、そのために国民の皆様への普及や啓発、あるいは医療機関の体制整備に努めてきております。今回、医療保険の加入者が海外で治療を受けた場合の海外療養費が、保険者が「やむを得ないと認める場合」に支給できるという制度があります。その制度において、「やむを得ない場合」の基準を臓器移植に関して明確化してはどうかということで検討しているところであります。この基準の中では、国内での臓器移植の待機状況を考慮すると海外で移植を受けない限りは生命の維持が不可能となる恐れが高い患者に限定するとともに、また臓器売買につながらないように海外で公的な待機者リストに掲載することを条件とし、治療状況が共有可能な海外の受入施設において臓器移植を受けた場合ということであります。また、支給する医療費も国内で同様の治療を受けた場合に支給される医療費に限って支給するといった線で考えているところでございます。具体的なタイミングは検討中でありますから、検討が済み次第、速やかに変更したことを通知をしていきたいと思っております。早ければ今月内にも通知を発出できればと思っております。作業をしているところでございます。

# 海外依存に慎重論も 患者家族は歓迎 渡航移植者に保険給付

2017年12月11日(月) 配信共同通信社

厚生労働省が検討している海外渡航で臓器移植を受ける人への保険給付に、海外で移植を受けた経験のある患者家族らは「大きな支えになる」と歓迎する一方、専門家からは「移植に使う臓器は自国内で確保するという国際原則に反して、国が渡航を推奨していると誤解されかねない」などと懸念の声も出ている。

## ▽渡航、後を絶たず

日本で臓器移植を必要としている患者は約1万4千人いるのに対し、提供は年間約100件で、欧米や韓国と比べると圧倒的に少ない。このため重い心臓病の子どもが海外での移植に望みをかけて2億～3億円の寄付金を募り、渡航するケースは後を絶たない。日本移植学会などによると、1988年からこれまで18歳未満の子ども116人が海外で心臓移植を受けた。

費用の内訳は治療費や滞在費、渡航費など。補助人工心臓を着けていると、集中治療室での入院費が1泊数百万円かかるほか、渡航に往復約3千万円のチャーター機が必要となり、金額を押し上げているという。子どもが渡航移植を経験した男性は「一部でも給付があれば、その分早く渡航でき手術してもらえる希望が持てる」と話す。

## ▽自国民が優先

ただ、移植希望者に比べて提供される臓器が不足しているという状況は、どこの国でも同じで、富裕国の患者が海外で臓器移植を受ける行為は「移植ツーリズム」と呼ばれて批判的になることがある。国際移植学会は2008年、必要な臓器は自国内で確保する努力をすべきだとする「イスタンブール宣言」を発表。その後、欧州やオーストラリアでは自国民の移植を優先し、外国人の渡航移植は困難になった。

こうした事情もあり、日本は国内の臓器提供を増やそうと脳死での臓器提供を認めた臓器移植法を改正。10年から本人の意思表示がなくても家族の承諾があれば提供が可能になり、15歳未満からの提供もできるようになった。

しかし、病院の体制整備が進んでいないなどの理由で、提供数はあまり伸びていない。15歳未満からの臓器提供も、これまで15件と限定的だ。

東京大の平田康隆(ひらた・やすたか)准教授(心臓外科)は「(保険給付は)イスタンブール宣言からそれるようで違和感はある。国は臓器提供者の家族や医療者の負担を軽減するための体制を整えてほしい」と訴えている。